

2020年10月1日

各 位

学校法人桑沢学園  
理事長 山際 康之

### 私学共済の事務処理に関するご報告について

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件、日本私立学校振興・共済事業団（以下、私学事業団と省略）より、標準報酬月額  
の報酬に関する点検依頼がありましたことを踏まえ、2019年10月10日に、点検及び  
調査を実施していることを本学園 Web サイトで公表していましたが、その後の状況につい  
て、下記のとおり公表いたします。

#### 記

- (1) 私学事業団からの点検依頼を踏まえて、2019年10月9日に学内調査委員会を設置し、  
事実関係の調査を開始しました。調査の結果、社会保険料に関する掛金算定時に、長年  
に亘り、時間外手当や一部手当を標準報酬月額に含めない過少算定があったことを確  
認しました。確認できる範囲では、1976年時点より過少算定があったことを確認して  
います。
- (2) 掛金不足分の遡及納付について  
私学事業団からの通知に基づき、2019年9月から過去2年間に遡った掛金の不足分につ  
いては、私学事業団に遡及納付することができるため、本学園はそれに従い、過去2  
年間の不足分を後納しました。また、それ以降の掛金を、本来の納付すべき額となるよ  
う訂正の手続きを行いました。
- (3) 本学園の私学共済加入者への影響について  
過去2年以前の掛金不足分につきましては、後納に関する制度の都合上、遡及納付す  
ることができず、掛金の後納を行うことができない状況にあります。そのため、一部の  
加入者にとっては、年金や私学共済の各種手当の受給額に毀損が生じます。  
これらの状況を踏まえまして、本学園の労働者の過半数を代表する者を委員に含めた  
補償検討委員会を設置し、それらの損失に対する補償内容を検討し、在職者および退職  
者に、本学園が定めた補償を行うこととしました。補償の対象となりました方々へは、  
2020年10月末までに、個別にご連絡を行います。
- (4) 再発防止について

- (ア) これまで、本学園の事務職員が手計算で掛金を算出していました。今後は、これまでの方法をあらため、計算の大半をシステムで算出できるように対応し、計算の誤りを防止します。
- (イ) 外部の税理士等と顧問契約を結び、本学園の給与および会計処理などが関連法規に準拠しているか、点検の体制を強化します。
- (ウ) 2020年4月1日に、コンプライアンス室を設置し、継続的に再発防止策を検討するなどの対応を進めています。

本件は、会計処理等を関連法規に準拠して適正に処理するという基本的な姿勢を欠くものであり、関係者の皆さまに、心よりお詫び申し上げます。本学園は、本件を真摯に受け止め、再発防止に努めるとともに、本学園ならびに東京造形大学、専門学校桑沢デザイン研究所の持続的発展の為に尽力して参る所存でございますので、引続きご支援を賜りたくお願い申し上げます。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

法人事務部 経理財務課

042-637-8111